

市場拡大等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道央地域(苫小牧市、千歳市、恵庭市及び安平町)における中小企業者等が自ら製作した製品を道内又は道外の展示会に出展する場合にその経費の一部を助成し、新製品等の販路の拡大促進を図り、もって中小企業者等の育成に資することを目的とする。

(助成対象企業等)

第2条 助成対象は、公益財団法人道央産業振興財団(以下「財団」という。)の圏域である道央地域(苫小牧市、千歳市、恵庭市及び安平町)に事業所又は工場を有する中小企業者、中小企業の組合、グループとする。

(助成対象の展示会)

第3条 助成対象となる展示会は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ビジネスE X P O
- (2) 道外で開催される展示会
- (3) その他理事長が認める展示会

2 前項第1号に掲げる展示会については、財団が主催者に申し込んだ小間に出展する場合に限り助成対象とする。

(助成内容)

第4条 助成内容は、別表のとおりとし、予算の範囲内で助成するものとする。

(申請等)

第5条 第3条第1項第1号に定める展示会の助成を受けようとする者は、理事長が定める日までにビジネスE X P O出展申込書(様式第1号)を理事長に申し込まなければならない。

2 第3条第1項第2号及び第3号に定める展示会の助成を受けようとする者は、市場拡大等助成事業申請書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)を展示会開催日の前日までに理事長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第6条 理事長は、前条の出展申込み又は申請のあったものを審査し、その内容が適正であると認めるときは、当該申請者(以下「助成対象者」という。)に市場拡大等助成事業決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(展示等の中止)

第7条 助成対象者は、出展を中止する場合、速やかに市場拡大等助成事業申請取下書(様式第5号)を理事長に提出するものとする。

(報告)

第8条 第3条第1項第2号及び第3号に定める展示会の助成対象者は、展示会終了後、必要な書類を添えて速やかに出展完了報告書(様式第6号)を理事長に提出するものとする。

(助成額の確定及び交付)

第9条 理事長は、出展完了報告書の提出を受け、その内容を審査のうえ、助成決定内容に適合していると認めるときは、助成額を確定し、当該助成対象者に市場拡大等助成事業確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

2 確定した助成額は、確定通知書を交付した日から30日以内に支払うものとする。

(決定の取消し)

第10条 理事長は、助成の決定をした内容と事実が相違する、又はこれに付した条件を満たしていないときは、助成額の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成額の確定があった後においても適用するものとする。

(対象事業の経理)

第11条 助成対象者は、対象事業の経理を明確にするため当該事業に係る帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

対象となる展示会	助成内容	助成に関する付記事項
ビジネスEXPO	・小間料 10分の10以内	・財団が展示会の主催者等へ直接負担し、それ以外の経費については出展者の負担とする。
道外で開催される展示会	・小間料 10分の10以内 (30万円限度)	・出展者が展示会の主催者等へ出展の申込みを行い、かかる経費を負担する。小間料については、財団が助成内容に基づき助成する。 ・予算の範囲内で助成することから、これを超えて申込みのあった場合には過去の助成回数をもとに選定することがある。 ・道外で開催される製品等の販路拡大等に関する展示会への出展とし、年度内1回限りとする。 ・物産展など販売を主とした展示会等は対象外とする。